

農業生産工程管理(GAP)の 推進について

平成29年2月

農林水産省

農業生産工程管理(GAP)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

- ① **食品安全・環境保全・労働安全に関する法令等を遵守するための点検項目を定め、**
- ② **これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組**のことです。

食品安全（点検項目例）

農薬の取扱いや異物の混入などに気をつけよう。



環境保全（点検項目例）

廃棄物は適切に処分しないとね。肥料は撒きすぎないように。



労働安全（点検項目例）

事故を起こしてケガしないように作業環境の改善をしよう。作業に適した防護服を着よう。



どうしてGAPを導入する必要があるの？

産地や農家が安定した経営を続けるためには、信頼性の確保、環境への配慮、事故防止等の対策が重要です。特に、輸出への取組、**東京オリンピック・パラリンピックへの食材供給等**、海外からのお客様に対応するためには、**国際水準のGAPの取組が必要**となってきました。

オリパラで求められるGAPとは（「持続可能性に配慮した農産物の調達基準」(案)より）

早いうちに備えよう！

- **JGAP Advance、GLOBALG.A.P.**、組織委員会が認める認証スキーム
- 「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」に準拠したGAPかつ都道府県等公的機関による第三者の確認

調達基準案への対応（農産物）

【現状】

法令等に基づき持続可能性に配慮した農業の実践
(課題)

- ・国際水準のGAP認証取得が不十分
- ・農水省のGAPガイドラインに準拠しない取組が多い
- ・第三者が取組を確認する仕組みの導入が不十分

東京大会に向けた取組

輸出拡大

【2020東京大会時】

・国際水準GAPが一定程度普及

・第三者認証制度の普及・定着



・国産農産物の東京大会への供給

更なる推進

輸出拡大

【レガシー】

- ・農産物輸出力の強化
- ・輸出・インバウンド消費の拡大
- ・我が国発のGAPの国内外での普及

GLOBALG.A.P.
認証 340経営体 (H28.3)

●認証取得支援

JGAP
認証 3,954経営体(H28.3)

●国際規格化支援

ガイドラインに則した都道府県等のGAP
国内主要産地の約1/4が取組

ガイドライン非準拠GAP
認証未取組 等

●GAP取組水準の向上
●ガイドライン準拠へ統一
●第三者確認制度の導入

国際水準規格
GLOBALG.A.P.
JGAP Advance
2016年9月運用開始

●認証取得支援

国内規格
持続可能性を満たす
JGAP Basic
ガイドライン準拠かつ
第三者による確認制度を備えたGAP

国際水準規格
GLOBALG.A.P.
JGAP Advance

国内規格
持続可能性を満たす
JGAP Basic
ガイドライン+第三者による確認

国際水準GAP等取得拡大緊急支援事業（新規）

- 輸出やインバウンド消費の拡大、国内の消費動向の変化に適切に対応するため、オリパラ東京大会の食料調達への対応も視野に入れつつ、農産物の国際水準GAP及び有機JASの認証取得の拡大に必要な環境整備と認証取得に対する支援を強化します。

1 我が国発の輸出用GAPの国際規格化支援

我が国発の輸出用GAPの国際規格化・導入推進

日本の農業者が取り組みやすい我が国発の輸出用GAP(JGAP Advance)について、国際規格化の交渉や、導入推進のための技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体

2 国際水準認証の取得拡大のための環境整備支援

① 国際水準GAPのマニュアル策定等

日本の農業者が国際水準GAPを取得しやすくするため、検討会の開催、国内外の実態調査、技術マニュアルの策定等の取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体

② 国際水準GAPの指導員育成等支援

農業生産現場における取組を促進するため、国際水準GAPの指導ができる指導員を育成するために研修会等に係る取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 都道府県、協議会等

③ 有機農産物の需要喚起

国産有機農産物の需要拡大キャンペーンの実施を通じて有機JAS認証取得の拡大につなげる取組を支援します。

【補助率】 定額
【事業実施主体】 民間団体等

3 国際水準認証の取得支援

認証取得、技術習得研修、ICT技術導入、残留農薬等分析、認証対応施設改修・機器導入等

農地所有適格法人や産地を対象とし、認証取得、技術習得のための研修会の開催、販路拡大に向けた実需者との連携体制の構築、記帳作業軽減のためのICT技術導入、残留農薬等分析、集出荷・調製施設等をGAPや有機JAS対応にするための改修・機器導入等、認証取得のために必要な取組を総合的に支援します。

【補助率】 定額（機器等のリース導入については1/2以内）
【事業実施主体】 農地所有適格法人、農業協同組合、協議会等（一部については、交付先である民間団体を通じて支援）

GAP体制強化・供給拡大事業

ガイドラインGAPの取組を産地において広く普及させる取組や、ガイドラインGAPの取組を認証する体制の整備を支援します。

1 ガイドラインGAPの普及推進

「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」に則した一定水準以上のGAPの普及に向けた取組を支援します。

- 【事業内容】
- ・生産者向け研修会の開催や実践マニュアルの作成
 - ・団体での取組に必要な内部監査員等の管理者養成研修会の開催
 - ・GAPの普及に向けた推進活動や普及資料の作成 等

【補助率】 1/2

【事業実施主体】 農業協同組合、協議会 等



2 認証体制整備支援

信頼性の向上に向け、第三者がGAPの取組を認証する体制を整備するための取組を支援します。

- 【事業内容、補助率】
- ・認証体制導入検討会の開催（定額）
 - ・審査員養成研修会の開催（定額）
 - ・基準書の作成（定額）
 - ・認証体制の実証及び検証（1/2）

【事業実施主体】 都道府県、農業協同組合 等

